

## 「宮崎市障がい者施策推進協議会」会議のあり方について

委員 飛田 洋

### 1 はじめに

本日は、貴重な会議のお時間をいただき、委員提案で本議題を協議に加えていただきますことに感謝を申し上げます。

障がい者やそのご家族の皆さまへの日頃の様々なご支援、そして「宮崎市障がい者施策推進協議会」の会議運営等、お骨折りいただいておりますことを、辻会長様、各委員の皆さま、そして宮崎市障がい福祉課をはじめ行政ご当局の皆さま方に深く感謝を申し上げます。

まず、本日のご提案をすることとなった思いを記させていただきます。

飛田は委員の一人として、もとより微力ではありますが、本会議の設立の趣旨を活かし、障がいある方々の代弁者として、可能な限り誠実にその職責を果たしたいと願っております。また、委員の一人として、本会議の審議の状況を市民の皆さんへ正確に伝えて欲しいと願っております。そのような思いが、本日のご提案に至った思いです。

そのために、皆さんが「大きな汗」をかいておいでのことに深く感謝しつつも、少しだけ、会議の在り方等を変更いただけないかということが、本日の提案の趣旨です。

### 2 「宮崎市障がい者施策推進協議会」は法・条例でどのような会議とされているか

#### (1) 宮崎市条例による位置づけ 宮崎市障害者施策推進協議会条例より

##### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第34号）第36条第4項の規定に基づき、宮崎市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

##### (組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

##### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

##### (会長の設置及び権限)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。  
(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

<以下附則「施行」等は省略>

## (2)「宮崎市障害者施策推進協議会条例」の根拠法「障害者基本法」より

<昭和四十五年 法律第八十四号 障害者基本法 関係部分>

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

<参考>

第十一条6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

————— 法や条例の趣旨と思われること —————

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 委員の参加：<u>会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</u><br/>できる限り多くの委員の参加で論議することを求める条例の趣旨ではないか。</li></ol> |
|--|

本協議会の委員は、安易に欠席できるような軽い職ではないのではないか。代理でも良いのか、代理で良いとも条例上は謳ってない。

- 2 会議は伝達の場合か議論をする場合：会議は合議制の機関とする 合議制は一般的には「行政機関の意思が複数の構成員の合議によって決定される制度」
- 3 本協議会の業務（根拠法から）
  - ① 市町村障害者計画に関し（合議制の機関から）意見を聞く。
  - ② 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
  - ③ 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

### 3 「宮崎市障がい者施策推進協議会」の運営に関してご提案

(1) 提案1：開催日候補の案を複数（3例程度）示して、委員に事前に、出席可能かどうか調査をして、委員の多くが参加可能な日に開催して欲しい。

<提案へ至る経緯>

私を含め委員のほとんどは様々な予定を有している。今回の本協議会の案内文書にも「ご多忙のところ恐縮ですが、ご出席いただきますようお願いいたします。」と配慮あるお言葉でご案内が記されている。

私は、これまで複数回、事務局である障がい福祉課様へこのことはお願いをさせていただいたが、「委員数が多いので（開催日の調整は）できない。」とのこと。（委員は20人以内である。）委員へのこの協議会開催の連絡は通常メールでされている。出席可能な日を調査するために、もう1回のメールをして調整いただくことは無理なのだろうか。

(2) 提案2：本協議会第1回の開催を年度早期（例えば5月とか6月）にして、会議を年度内複数回実施し、障害者計画の策定以外も含め、本協議会の趣旨を活かし使命を果たせる様にして欲しい。

<提案へ至る経緯>

本協議会の役割は、もちろん市の障害者計画策定に関して議論し合議制で意思を決定することもその大切な役割の一つではあるが、（昨年と今年度案内を見ると、昨年度第1回で「重度障がい者介護金支給事業のあり方について」が議題にあるが、それ以外は現状では、計画策定関係審議が主な審議事項のように感じる。）それだけで良いのだろうか。障害者基本法には本協議会の役割は三点示されており、それら三点についてきちんと議論すべきと考える。そのことを考えた時に、年度内に早期から三回程度の協議会を実施して、協議会の役割を多様な視点で果たすべきではないかと考える。「障害者計画策定に関して議論」以外の「障害者施策について、調査審議し、施策の実施状況を監視する役割」「行政機関相互の連絡調整に関する審議」等いかがだろうか。

(3) 提案3：本協議会を、これまでも、今後とも、「合議制の機関」として、きちんと

議論をする協議会運営をして欲しい。その事実がない過去の協議会については、その事実を丁寧に市民に説明して欲しい。

<提案へ至る経緯>

私は過去一市民として、本協議会（または、同様の市の障害者関連の協議会）を傍聴させていただき、どのような議論がなされているか、高い関心を持って見せていただきました。同様の関心は、障がい当事者や家族、そして支援者の多くがお持ちと思います。市民に対して説明責任を果たせる本協議会であって欲しいと考えます。

そのために、委員の一人として、しっかり議論をできる協議会運営をして欲しいと願っております。

具体的には、書面開催は可能な限り避けて欲しい。議論のできない書面開催は合議制の機関ではいかがだろうか。仮に書面開催とするにしても、議題について、委員一人一人の意見聴取と、議題についての賛否を確認することは、合議制の機関としては不可避と考えるのがいかがでしょうか。

本協議会の今年の第3回は、「3月に書面開催した」と市の公式記録（昨年策定の第4期計画最終案報告：「第3回宮崎市障がい者施策推進協議会の開催 書面開催」）に書いてあるが、仮に書面開催としても、以下に示す理由から、会議を開催したという要件を満たしていないのではないか。その実態を踏まえ、「会議が開催できなかった。」ことと改めて本協議会で確認し、市民にその旨の説明責任を果たすべきではないか。

理由① 「3月に書面開催」と記録されているが、3月の段階で委員には会議の書類も届いていない。第3回の協議会の文書も3月末段階で届いていないので、飛田から会議資料が届いていない旨を市側に連絡させていただいた。その結果書類が届いたのは4月（少なくとも半数以上の委員宛には「2023/04/04 火曜日 15:16」のメールにて届いたと思われる。）であった。3月に協議会を開催した実績はない。

理由② 宮崎市障がい者施策推進協議会は、審議をするための合議制の機関である（法的根拠：審議会その他の合議制の機関を置くことができる。）のに、今年の第3回の協議会は協議議会に関する資料を、委員に（3月でなく翌年度の4月に）届けられただけで会議をしたことにされている。合議制の機関であれば、議論をすべきで、書面開催自体がいかがかと考えるが、仮に協議会が書面審査であったとしても、開催したという要件を満たすためには「案を届け委員から意見を聞かれること、協議会として委員の意向をまとめること」は最低限必要かと思う。しかし今年の第3回協議会は意見を求めることなど全く無かった。合議制の機関である「宮崎市障がい者施策推進協議会」の在り方としてこれで市民に説明責任を果たせるだろうか。

理由③ 市条例では本協議会（宮崎市障がい者施策推進協議会）は「会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」とされているが、書類を送られたただけで、出席確認等は全くなされていないし、3月中には書類も届いていない。条例に記されていることは遵守すべきと考える。法（条例を含め）を遵守することは公的会議の場合こそ率先して行うべきではないか。

以上です。少しだけ負担が増すことにはなると思いますが、本協議会の運営の改善を願っています。ご審議をお願いしたい。